

## 【42用語】

訓令（くんれい）…上級官庁が下級官庁に対し、法令の解釈や事務の方針等  
に關して下す命令

調製（ちようせい）…整え作ること、こしらえること

間断（かんだん）…間の途切れること、切れ目

公民（こうみん）…国家（天皇）の人民、市民

身代限（しんだいかぎり）…財産をすべて費やすこと、破産、財産の没収

公権（こうけん）…公法上認められた個人の国家に対する権利

訊問（じんもん）…裁判で被告人等に対し、口頭で尋ね問うこと

勾留（こうりゆう）…裁判所が被疑者等を留置して拘束する強制処分

代言人（だいげんにん）…本人に代わって弁論する人、弁護士の旧称

## 【42解説】

明治二十一年（一八八八）四月十七日公布された市制・町村制によって全国的にいわゆる明治の町村合併が推進された。この結果、群馬県では翌二十二年三月までに二〇六の町村（三五町一七一村）が新たに誕生することになるが、新町村では四月一日の町村制施行に先立ち、事前に町村会議員を選出するための選挙人名簿を作製する必要があった。なお、町村会については町村制第十一条から八十条の中に、議員資格、定数、選挙権、選挙人等に関する詳細な規定がある。

本文書は、町村会議員選挙を実施するにあたり、選挙人名簿の基礎となる選挙原簿の調製にかかる手続を全十二か条にわたって記したものである。これによつて選挙人（二十五歳以上の男子、二年以上の居住者ほか）と被選挙人（県郡町村吏員、検察・警察官、神官・僧侶、教員等を除く）の資格などを具体的に提示されていることがわかる。